

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第115号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月5日 09時50分ごろ	
発生場所	三重県大王埼灯台から真方位140° 5.4海里付近 (概位 北緯34° 12.4′ 東経136° 58.3′)	
事故等調査の経過	平成21年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 やまふじ、19トン 138-85広島、メイクマリン有限会社 内海船舶有限会社（船舶借入人） B 台船 60-2、1,483トン C 漁船 勝成丸、6トン ME2-5181（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 甲板員、一級小型船舶操縦士 C 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし C 左前腕挫創、胸部打撲等 1人（船長）	
損傷	A なし B 右舷外板擦過傷 C 右舷外板に破口を伴う損傷及び舵脱落	
事故等の経過	A船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、B船をえい航し、甲板員Aが単独の船橋当直について熊野灘を東北東進していた。 C船は、船長が1人で乗り組み、引き縄漁を行いながら北西進中、船長が衝突の約10分前にレーダーでA船の映像を左舷前方約45°に確認したが、C船がB船の船尾を通過すると思い込み、C船の船尾で作業をしていた。 平成21年5月5日09時50分ごろ、大王埼東南東方沖において、B船の右舷船尾部とC船の船首部が衝突した。 甲板員Aは、衝突後に初めてC船の存在を知った。	
気象・海象	気象：天気 小雨、風 なし、視界 良好 海象：平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船をえい航して大王埼東南東方沖を東北東進中、船橋当直中の甲板員Aが、B船のえい航状態を見張ることに注意を奪われ、適切な見

		<p>張りを行わなかったため、C船の存在に気付かなかった可能性があると考えられる。</p> <p>C船は、漁ろうに従事して北西進中、船長Cが、レーダーでB船の映像を探知した際、C船がB船の船尾側を通過するものと思い込み、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大王埼東南東方沖において、A船がB船をえい航して東北東進中、C船が漁ろうに従事して北西進中、A船及びC船とも適切な見張りを行わなかったため、B船及びC船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	